板橋区からのお知らせ

高校生等医療費助成制度（マル青）が始まります

高校生等に係る医療費を助成します（令和５年４月～）

- 高等学校の就学期（15 歳の４月１日から 18 歳の３月 31 日）にある方の医療費が対象です。高校在学中か否かを問いません。
- 高校生等を養育する方が申請者となります。
- 高校生等が誰からも監護されていない場合は、高校生等本人が申請者となることができます（申請の際にご相談ください）。

※高校生等が以下の状況にある時は、対象になりません。

① 国民健康保険や健康保険など、国内の各種医療保険に加入していない場合
② 生活保護を受けている場合
③ 児童福祉施設等に措置により入所している場合

※画像はイメージです

＜窓口負担について＞

通院	負担なし
入院	食事療養標準負担額のみ負担

○ 高校生等が医療機関を受診する際、保険証とともにマル青の医療証を提示してください。
（償還払いとなる医療機関等も一部あります。）

○ 医療証は毎年 10 月１日に更新となります。

○ 差額ベッド代、健康診断、予防注射など医療保険の対象にならないものは助成できません。

○ 学校管理下の傷病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度の対象になる場合は、マル青の対象になりません（医療証は使えません）。

詳細はホームページをご覧ください。

←こちらからホームページにアクセスできます。

お問合せ

板橋区役所 子ども家庭部子育て支援課 子どもの手当医療係
（電話　０３－３５７９－２３７４）

区設掲示板
貼付承認済印
有効期間 5.4.1から 5.4.15まで
板橋区役所
板橋区町会連合会